

陳情件名：船橋市の「学校でのいじめ根絶都市宣言」に関する陳情について

陳情の趣旨： 船橋市内の学校では、深刻な「いじめ自殺」などの大問題は発生していません。しかし、いじめ は教育基本法の教育の目的および理念に違反する行為ですから、ひとたび事件が報道されると、日本全国に知れ渡り、被害者、加害者、首長など行政責任者・教育関係者などへの被害は甚大です。

つきましては教育基本法 ならびに いじめ防止対策推進法にもとづき「学校でのいじめ根絶都市宣言」を公報していただきますよう陳情いたします。

陳情の事由： ご存知 教育基本法 第一章 教育の目的及び理念 には、
(教育の目的) 第一条 教育は、人格の完成を目指し、… (中略) 国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

(教育の目標) 第二条 教育は、その目的を実現するため、… (中略) 豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。

とあります

① 学校での教育の目的が「人格の完成」を目指し有為な国民を育成することとされています。しかし、「いじめ」は 人格の完成を目指すこととは、まったく正反対の行為であり、思いやりの心を欠く人格を下落させる行為であり、教育基本法第一条に違反します。

② 「いじめ」はいつの時代にも、私たちが生まれて死ぬまであらゆる人生の段階で、社会のいたるところで存在しております。

けれども「学校」においては、「人格の完成」を目指すところですから、学業に先立ち「いじめ」を根絶しなければ、「学校」の存在意義がありません。そして 学校では基本法第二条により、教育の目標である「豊かな情操と道徳心」を培い、生徒に人生行路と人格完成への指針を示さなくてはなりません。

③ 教育基本法第九条(教員)の「研究と修養」により 教育者は 修養に努め、自分自身の人格の完成を目指しておられます。学校では生徒に思いやりの心と、世のため人のためになることの大切さを語るとともに、会津藩「什(じゅう)のおきて」の「卑怯な振る舞い、弱い者いじめ」をしては、自分自身の人格を低下させること、それは保護者・家族にとっても恥ずかしいことであることを語り教育しておられます。

④ SNSによる いじめ も「卑怯で、恥ずかしい行為」であることを語り、そのような動きを看過せず中止させ、被害者を守ることは、いじめ防止対策推進法における教育者の義務となっております。いかなる犠牲を払っても「いじめ」を根絶するため、「告げ

口」あるいは「密告」さえも奨励し、学校・教育委員会・家庭・地域社会・警察などの関係者は、情報の共有化を図り、教育基本法の目的・理念を達成しなければなりません。

⑤ 学校での「いじめ」根絶都市宣言 の案文を付記します。ご検討いただき、加除修正についても、よろしくお願い申し上げます。

学校での「いじめ」根絶都市宣言 (案文)

私たち船橋市民は、すべての少年・少女が心身ともに健全な成長をとげる都市を目指して、教育基本法 ならびに いじめ防止対策推進法の理念に基づき、ここに「学校でのいじめ 根絶都市」を宣言します。

1. 教育基本法第一条に、教育の目的は「人格の完成を目指し…心身ともに健康な国民の育成」であり、第二条に教育の目標は「豊かな情操と道徳心を培う」とあります。いじめ防止対策推進法は 第四条 「児童等は、いじめを行ってはならない」と定めております。
2. いじめは、弱い者に対する 思いやりの心を欠く卑怯な、そして ときにグループによる恥ずべき行為で、教育基本法の「人格の完成」を目指す教育の目的に違反する行為であり、いじめ防止対策推進法にも違反します。
3. いじめは、いつの時代にも、私たちの人生の各段階において、社会のあらゆるところであります。しかし、学校においては、法律違反である いじめ (SNS によるものも含む) を根絶して、学校教育の目的と学校の存在意義を確定し、次いで学校教育の目標である 豊かな情操と道徳心を培い、少年・少女に人生行路と人格の完成への指針を与えることが求められます。
4. 家庭においては、保護者は子女の幸せな人生のために「人格の完成」を意識し、いじめに負けない強い心を培う養育に努めることとし、私たち船橋市民は、学校と連携し、地域全体で家庭の努力を支援していきます。

以上